**--------------------------**

**人事委員会規則**

**--------------------------**

高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年11月２日

高知県人事委員会委員長　秋元　厚志

**高知県人事委員会規則第26号**

**高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則**

高知県人事委員会公開審理傍聴規則（昭和38年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「傍聴券」を「傍聴券（以下「傍聴券」という。）」に改め、同条第３項中「受付」を「審理場の受付」に改める。

第３条中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第４条中「すべて」を「全て」に改める。

第５条第３号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に改め、同条第４号中「のぼり類」を「のぼりの類い」に改め、同条第５号中「類」を「類い」に改め、同条第６号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「おそれがある等、」を「おそれ等があるものとして」に、「を不適当と」を「が不適当であると」に改める。

第６条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第３号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に改め、同条第５号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第７条中「席へ」を「席に」に改める。

第８条の見出し中「録音」を「録音等」に改め、同条ただし書中「行なうため」を「行うため」に改める。

第９条の見出し中「退場」を「退場等」に改め、同条第１項中「この規則」を「この規則の規定」に、「命ずることがある」を「命ずることができる」に改め、同条第２項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

別記様式中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に、「行なう」を「行う」に改め、「」を削る。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県人事委員会規則

◎高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則